

「人と農地の問題」の解決

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

地域

補助・
交付金

地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。

〈事業名：人・農地問題解決加速化支援事業〉

対象となる方 都道府県、市町村

随時申請受付中

支援内容

1 人・農地プランの見直し支援（補助率：1/2、定額）



市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

「人・農地プラン」の検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

2 地域連携推進員の活動支援（補助率：1/2）

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB、リタイアした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

〈「人・農地プラン」には、様々なメリットがあります〉

- 人・農地プランに位置付けられると、
- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
(原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方)  5 (6ページ)
- ◎ 経営体育成支援事業
(適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す認定農業者等)  34 (45ページ)
- ◎ スーパーL資金の当初5年間無利子化
(認定農業者)  37 (48ページ)

といった支援を受けることができます。

※ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう、作成した人・農地プランを定期的（1年に1回程度）に見直しましょう。

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ (TEL: 03-6744-0576)